

久喜市の情報公開制度・ 個人情報保護制度・ 審議会等の会議の公開制度

市民の皆さんに情報公開制度や個人情報保護制度、審議会等の会議の公開制度の概要を紹介し、併せて平成24年度の実施状況と運営状況を公表します。

問合せ 公文書館公文書係 ☎23・5010

開かれた市政を目指して



情報公開制度

情報公開制度は、市が保有する公文書を請求によって公開し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とした制度です。

市が保有する公文書は原則全て公開しますが、個人情報などの条項で定める非公開情報は公開しない場合もあります。

◆情報公開の実施状況

平成24年度の実施状況は、表1・表2のとおりです。

表1の「申出」とは、次に掲げる日より前に作成・取得した公文書の公開を請求する場合があります。

- ・旧久喜市：平成5年10月1日
- ・旧菖蒲町：平成15年4月1日
- ・旧栗橋町：平成14年4月1日

表1 情報公開請求の受け付け件数・決定件数(平成24年度)

区別	受け付け実数	取り下げ数	受け付け件数	決定件数	決定の内訳		
					公開	一部公開	非公開
請求	35	3	32	52	14	34	4
申出	1	0	1	1	0	1	0
合計	36	3	33	53	14	35	4

※受け付け1件につき決定が2件以上になる場合があります。

表2 情報公開請求に対する実施機関別の決定件数(平成24年度)

実施機関名	決定件数	監査委員	0
市長	52	農業委員会	1
教育委員会	0	固定資産評価審査委員会	0
選挙管理委員会	0	議会	0
公平委員会	0	合計	53

表3 個人情報開示請求の受け付け件数・決定件数(平成24年度)

受け付け実数	取り下げ数	受け付け件数	決定件数	決定の内訳		
				開示	部分開示	不開示
0	0	0	0	0	0	0

表4 個人情報の簡易開示件数(平成24年度)

簡易開示の名称	開示件数
職員採用試験(人事課)	20
任期付市費負担教職員採用試験(指導課)	0

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する公文書に記載のある方の請求によって、公文書を開示・訂正・削除・利用中止する制度です。市が保有する公文書は原則全て本人開示ですが、第三者情報などの条項で定める非開示情報は開示しない場合もあります。

また、この制度は、市の実施機関に対して、個人情報の適切な取り扱いも義務付けています。

◆個人情報開示等の実施状況
平成24年度の実施状況は、表3・表4のとおりです。

なお、訂正・削除・利用中止の請求はありませんでした。

・旧鷺宮町：平成13年4月1日